

者をして当選せしめんがために凡ゆる場合に妥協すべしと云ふ選挙態度の無産階級の利用の方法を誤つたこととなるので反対をなすはなからぬ。

二 選挙運動の機関

- 一 地方評議会評議会の存在せぬ地方は組合に選挙対策委員会を設置すべし
- 二 党の支部、支部準備会と組合との間が密接な関係にある場合は、対策委員会は党の機関と意識し其統制に基いて行動すること
- 三 党支部との関係が密接でない場合は、又は支部、支部準備会の存在せぬ地方に於ては、本組織無産者、中間下層分子を糾合して選挙同盟を組織し、対策委員会を之を指導すること。

選挙同盟は党の支部に発派せしむべく努力すること。

三 候補者に関する条件

- 一 候補者は原則として労働者、農民を立ること
- 二 事情にむづかる場合は、無産者以外に候補者を立てる場合は、党又は選挙同盟に於て決定せらるべきに基いて戦ふこと、及び党又は選挙同盟の統制に当選後と雖も、服従することを公約せしめること。
- 三 労働者、農民の候補者に対しては云々までもない。
- 四 當選の確実性を祈りてプロパガンダ候補を立て味方の投票をアルシヨウ候補に取られることを防ぐと共に、分散せる無産者の投票を無産階級候補者に集中すること。

四 運動方法

- 一 明確な階級的スローガンを掲げること。
自治体の選挙運動の場合には其の地方に於ける特殊な無産階級を要求するスローガンとすること。
- 二 アルシヨウの候補者及共同戦線の不可能な場合、右翼のオトリに依りて権立せる候補者に対しては、無産階級の立場から徹底的に批評すること。
特にアルシヨウ候補者の選挙態度は大衆の前に之を暴露すること。
(演説会其他の集会及び文書によつて)